

「医療費のお知らせ（医療費通知）」を配付します。  
 医療費通知を健康管理のきっかけにしましょう！

組合員とその被扶養者の皆さんが医療機関等で受診した際の医療費をお知らせし、医療費や健康に対する認識を深めていただくことを目的に、今年度も「医療費のお知らせ」（医療費通知）を作成しました。各区局等の共済組合事務担当課から順次皆さんに配付されます。内容をご覧ください、日頃の健康管理に十分留意されるようお願いいたします。

通知対象期間 令和5年1月から令和5年12月診療分まで



医療費通知の記載内容について

①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
診療年月	受診者氏名	医療機関名	区分	日数	総医療費	組合負担	公費負担	窓口負担	高額療養費	附加金	合算対象
05.01	横浜 太郎	医療法人〇〇会 〇〇病院	入	4	315,390	220,773		94,617	14,033	55,500	
05.03	横浜 花子	〇〇薬局	調	1	3,570	2,499		1,071			
05.07	横浜 太郎	〇〇整形外科	入	2	803,460	562,422		241,038			○
05.07	横浜 花子	〇〇クリニック	外	3	173,030	121,121		51,909			○
	世帯合算					0		0	205,752	37,100	
05.10	横浜 花子	〇〇訪問看護ステーション	訪	4	19,210	13,450		5,760			
	横浜 太郎	合計			1,118,850	783,195		335,655	14,033	55,500	
	横浜 花子	合計			195,810	137,070		58,740			
	世帯合算分	合計							205,752	37,100	
		総計			1,314,660	920,265		394,395	219,785	92,600	

- ① 受診した年月が記載されています。明細行の並び順は、受診年月ごとになっています。
- ② 該当期間内に受診した方が記載されています。
- ③ 受診した病院、薬局等の名称が記載されています。
- ④ 外来(外)、入院(入)、調剤(調) (調剤薬局分)、歯科(歯)、柔整(柔) (柔道整復、はり灸・マッサージ分)、訪問(訪) (訪問看護分)の診療区分が記載されています。
- ⑤ その月にその医療機関で受診した日数です。
- ⑥ その月にその医療機関において、健康保険でかかった医療費の総額です。
- ⑦ 総医療費のうち、共済組合が負担した金額です。
- ⑧ 総医療費のうち、法律・条例に基づき、国・市区町村等から助成を受けられた金額です。
- ⑨ 保険医療機関等の窓口で支払った金額です（3割又は2割負担）。
- ⑩ 高額療養費は、組合員又は被扶養者が医療機関等の窓口での一部負担額が一定の額（自己負担限度額）を超えた場合に共済組合から支払われる給付金です。
- ⑪ 横浜市職員共済組合が、高額療養費に上乗せしている独自の給付金（附加金）です。
- ⑫ 同月内で複数の医療費を合算して高額療養費等が計算されている場合、「○」が表示されます。



## 「医療費のお知らせ」に関する注意事項



- 令和6年7月3日時点で在籍している組合員の方に配付しています。  
※通知対象期間（令和5年1月～令和5年12月）に組合員及び被扶養者が一度も医療機関を受診していない場合には、「医療費のお知らせ」は配付されません。  
なお、対象の期間内に受診されていても、医療機関から共済組合へのレセプトの提出が遅れている等の理由により、お知らせに記載されない場合があります。
- 次のいずれかに該当する場合は、「医療費のお知らせ」に記載されません。
  - ・ 保険適用外費用（歯科矯正等の自由診療、差額ベッド代、薬の容器代等）
  - ・ 組合員証、被扶養者証を使用しないで受診した場合
  - ・ 共済組合が医療機関から受け取る診療報酬明細書（レセプト）のうち、電子化されていない紙媒体のレセプトに記載されている医療費
- 「医療費のお知らせ」は、医療費控除の申告に利用できます。  
ただし、「医療費のお知らせ」に記載されていない場合又は自己負担（額）が異なる診療分について確定申告を行う場合は、領収書に基づいて作成した明細書を申告書に添付していただくようお願いいたします。  
※医療費控除の詳細につきましては、国税庁のWEBサイトでご確認いただくか、お住まいの地域を管轄する税務署へお問い合わせください。
- 医療機関で実際に支払った金額は10円単位で端数処理を行っているため、窓口負担（額）に記載されている金額と異なる場合があります。また、公費助成があった場合や保険適用外費用が含まれている場合なども、実際に支払った金額と異なる場合があります。
- 自己負担額は、窓口負担（額）から高額療養費及び附加金を差し引いた額となります。  
自己負担額 = 窓口負担（額） - （高額療養費 + 附加金）  
※自己負担額が10万円を超える場合は、医療費控除を受けられる可能性があります。
- 診療区分に「柔（柔整等）」とある場合は、保険診療の整骨院・接骨院での施術及び鍼灸院ではり灸・マッサージを受けたことを表していますが、医療機関名の欄が整骨院・接骨院等の名前ではなく、柔道整復師等の氏名や、柔道整復師会等（請求書のとりまとめ団体）になっている場合があります。
- 「医療費のお知らせ」の内容に疑問点がありましたら、当組合医療給付係（671-3402）までお問い合わせください。ただし、診療内容に関するご質問にはお答えできません。

ぜひ一度、使ってみませんか？ **マイナンバーカードの保険証利用**

詳細は厚生労働省WEBサイトをご確認ください。[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_08277.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08277.html)



## よくあるご質問

**Q** 所得制限により、子どもが小児医療費助成制度の非該当になっているが、[窓口負担]ではなく、[公費負担]の項目に金額が記載されています。なぜでしょうか？

**A** 共済組合では、小児医療費助成制度の該当・非該当についての情報を保有していないため、届出をされていない場合は、年齢によりシステムで自動的に計算され、**[公費負担]に金額が記載されます**。非該当となった場合は、YCAN又は横浜市職員共済組合WEBサイト【申請書類一覧】「25 医療費助成制度該当（非該当）届出書」を当組合医療給付係へご提出ください。  
【参考】横浜市職員共済ガイド（令和6年度版 49ページ）

**Q** 記載されている医療機関を受診した覚えがありません。間違いではないでしょうか？

**A** 医師との電話、オンライン診療等も保険診療の対象となる場合があります。  
また、検査だけを別の医療機関で受けた場合や、医療機関の正式な名称（「医療費のお知らせ」に印字されている名称）と「通称名」が異なっている場合などもあります。  
なお、お心当たりのない場合は、当組合医療給付係へご連絡をお願いします。

**Q** 確定申告の時期に医療費通知の配付は行われませんか？

**A** **確定申告の時期に、医療費通知の配付は予定しておりません**。  
ただし、YCAN 又は当組合 WEB サイト掲載の「21 医療費通知発行依頼書」を提出することで、医療費通知を別途発行することが可能です。なお、発行可能期間は依頼月の4か月前までとなります。

お急ぎの場合は、下記の活用をご検討ください。

### **マイナンバーカードで医療費情報が確認できます！**

マイナポータル上で公的保険医療に係る医療費情報を確認でき、e-Tax で確定申告する際に利用できます。1年間分の医療費通知情報は、例年、**原則2月9日に申告年分の1月から12月分までの情報が一括で取得可能**となります。

詳細については、下記のリンクをご覧ください。

[https://myna.go.jp/html/my\\_information.html](https://myna.go.jp/html/my_information.html)

※当組合から支給された高額療養費・附加金は反映されません。

